

枚方市教育委員会規則第4号

枚方市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

枚方市学校運営協議会規則（平成31年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「P T A」の次に「（P T Aがない対象学校にあつては、当該対象学校の校長）」を加える。

第5条の見出し中「任命」を「任期等」に改める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

この規則は、令和5年4月1日から施行する。